

優和の“相続”かわら版

「相続税の申告と税務調査」

相続の発生件数と相続税申告の数

平成29年中に亡くなられた方は約134万人で、このうち相続税の課税対象となった相続は約11万2千件で、課税割合は8.3%となっております。

相続税課税対象金額

被相続人1人当たりでは1億3,952万円となっております。

相続税の税額

被相続人1人当たりでは1,807万円となっております。

相続財産の中身

相続財産の金額の構成比は、土地36.55%、現金・預貯金等31.7%、有価証券15.2%の順となっております。

税務調査

平成29事務年度(平成29年7月～平成30年6月)の相続税税務調査は、平成27年に発生した相続を中心に12,576件実施し、このうち申告漏れ等があった件数は10,521件で、その割合は83.7%です。

大体10人に一人が税務調査の対象になっていると思われます。

一件あたりの申告漏れ課税価格は2,801万円で、一件あたりの追徴税額(加算税を含む)は623万円となっております。

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等が34%と最も多く、続いて有価証券が15%、土地が12%の順となっております。